

亀山市公告第18号

亀山市森林整備計画をたてたので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第10項の規定により公表する。

なお、当該亀山市森林整備計画の案の縦覧期間中（平成28年2月19日から同年3月18日まで）において、当該亀山市森林整備計画の案について意見の申立てはなかった。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井義之